

**令和6年度 加古川農林水産振興事務所
兵庫県会計年度任用職員（食品表示指導相談員）
採用選考案内（区分：専門A）**

受付期間	随時 ※定員になり次第締め切ります。
試験日	書類選考合格者に別途お知らせします。
任用期間	令和6年8月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
勤務場所	加古川農林水産振興事務所及び加東農林振興事務所（各2日/週。応相談）

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容
食品表示指導 相談員	1人	・食品表示に関する指導・相談に関する業務 ・米トレーサビリティ法に基づく調査指導に関する業務 ・食品トレーサビリティの普及啓発業務 ・食品表示法に基づく調査指導に関する業務

2 受験資格

- 令和6年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- 以下のいずれかを満たす者
 - 食品に関する実務経験（食品の生産、販売に関する専門的知識や農林水産・食品衛生・消費者相談の業務経験、営農指導・特産加工指導・食品管理の業務経験）
 - 栄養士等の資格
- Word、Excel等のパソコン操作ができる
- 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

3 選考方法

- 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日時
試験日時は、書類選考合格者に別途お知らせします。
- 場所
兵庫県加古川総合庁舎（別途、指定します。）
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真貼付）を提出してください。
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。
兵庫県東播磨県民局加古川農林水産振興事務所管理課（加古川総合庁舎6階）

[TEL:079-421-9146]

※書類選考合格者には、面接試験日時・会場等を連絡します。

5 合格発表

合格者には文書で通知します。

不合格者への通知は行いませんのでご注意ください。

6 採用予定時期

採用は原則として令和6年8月1日（木）です。

7 任用期間

令和6年8月1日（月）から令和7年3月31日（月）（採用された年度の末日）までです。（勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

8 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 158,000 円～170,000 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.5 月（6 月期 2.25 月、12 月期 2.25 月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。